

1 ガイドライン作成の目的

1-1 ガイドライン作成の目的

日南市では、1977年に九州で最初の重要伝統的建造物群保存地区に選定されて以来、約半世紀にわたり飫肥城跡及び旧城下町地区（以下、飫肥地区）について、歴史的建造物の保存及び伝統的建造物群の保存活用を推進してきており、歴史を活かしたまちづくりに一定の成果をあげている。

このような中、同市では、2015年以降、飫肥地区に存在する歴史的建造物を中心とした未活用物件について、まちなみ再生コーディネーターによる民間活用を推進しており、2020年3月現在で、既に5件が民間活用されている。

さらに、2020年以降は、市所有の市指定文化財3件（旧伊東伝左衛門家、旧山本猪平家、商家資料館）を含む7件の市有物件についても、民間による公募・活用を進める予定である。

そこで、これら市指定文化財3件を活用する事業者が、文化財的価値を尊重した上で、積極的な活用方法の検討及び、活用に伴う整備設計等を円滑に行い得るよう、本ガイドラインを作成するものである。

なお、本ガイドラインは、文化財的観点からのガイドラインであり、大規模改修及び用途変更等を行う場合は、その他関係法令及び条例等に従うとともに、本ガイドラインに記載されていないこと（たとえば、耐震対策による柱・壁の付加や仕様の変更等）については日南市及び日南市教育委員会と協議することが必要である。

1-2 本ガイドラインにおける用語等

用 語

本ガイドラインにおける用語は、以下のように定義する。

「部材・仕様を保存する」

建築当初の部材及び修理時に建築当初の仕様に基づいて取り替えられた部材を保存すること。

これらの部材を他部材（新たな内装材等）で覆い隠さない。

内部の記述で、特に部位を特定していない場合は、電機機器等の設備を除く当該部屋内部で見える範囲の部材・仕様全般を示す。

「修繕」

形式・仕様を変更することなく、破損した部材もしくは部材の一部分を、同質の材料仕

様で取り替える等の修理を行うこと。

「協議の上」

日南市教育委員会との協議及び同意が必要。

「修景的改変」

日南市教育委員会と協議の上、類例等を検討して、本来の形式もしくは景観に配慮した形式・仕様に改変すること。

「内装の付加」「天井の付加」

現状の部材・仕様を残し、それらを隠す形で、新たな形式・仕様の内装材・天井材を付加すること。

「改変可能」

活用のため、新たな形式・仕様での改変が可能であること。

「現状の敷居・鴨居を使用し」

内法に新たな枠等を設けずに、現状の敷居・鴨居の溝に建具をはめ込むこと。

建物名称・部屋名称

本ガイドラインで使用する建物名称及び部屋名称は、あくまでも本ガイドラインで便宜的使用するために設定したもので、歴史的な呼び名ではない。

図 面

- ・本ガイドラインで使用する配置図・平面図・立面図については、略図的に、説明用に使用するもので、既存の図面を使用し、必要に応じて補筆したものである。
- ・配置図及び平面図は原則北を上配置しているが、上記のように説明用に適宜拡大縮小をしており、縮尺の設定・統一はしていない。
- ・立面図も同様に説明用に使用するものとして、適宜拡大縮小をしており、縮尺の設定・統一はしていない。

写 真

- ・本ガイドラインで使用する写真は、令和2年2月21・22日に撮影したものである。

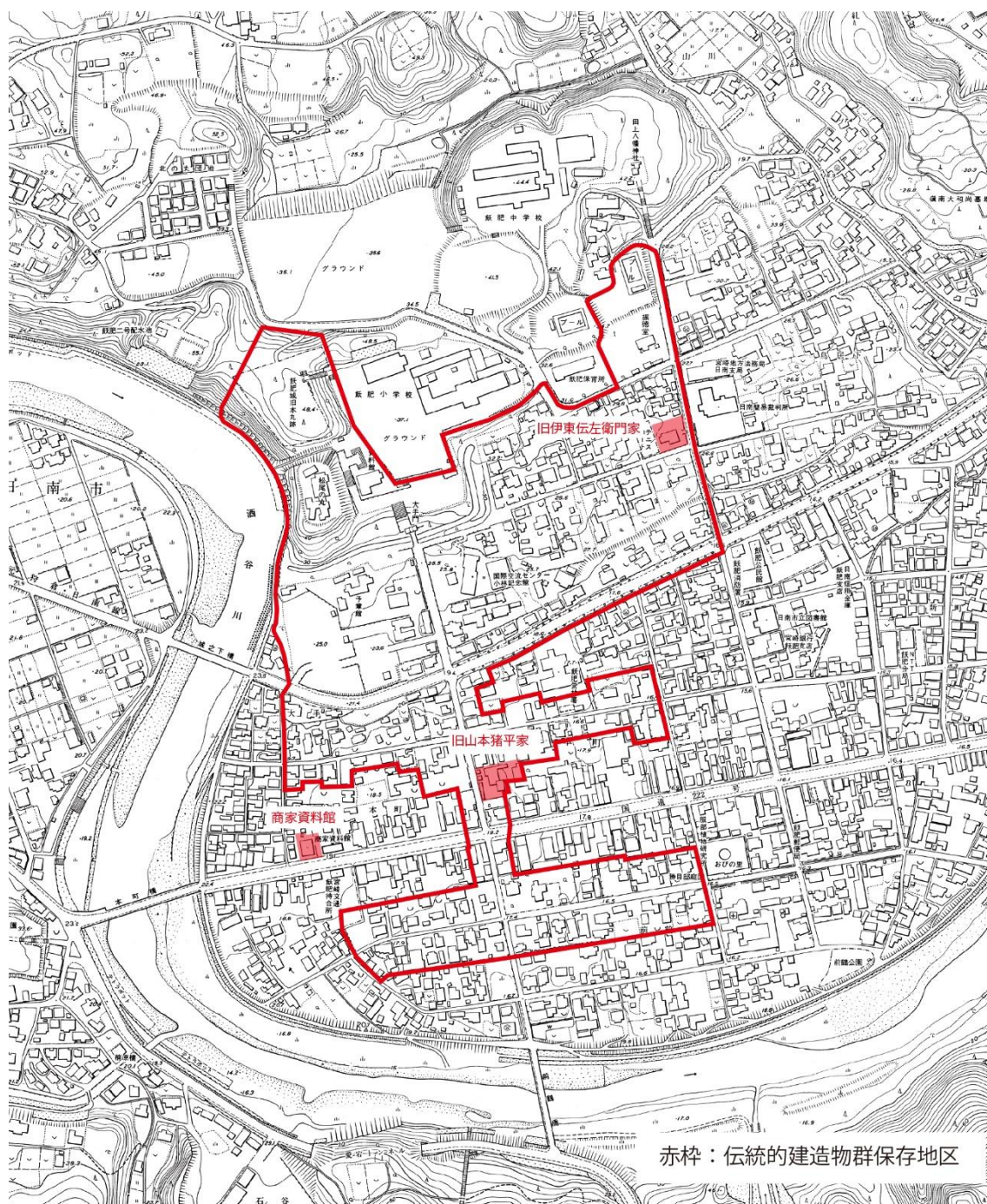


图 1-1 物件位置图

2 旧伊東伝左衛門家

2-1 物件の概要

位 置 (図 1-1)

旧伊東伝左衛門家は、飫肥城跡の東側、かつての武家地に位置し、伝統的建造物群保存地区内の北東端に位置し、武家地の石垣が良く残る一画に位置する。

敷地面積

1, 960.32 m²

指定等

敷地：日南市飫肥伝統的建造物群保存地区内

(昭和51年12月21日保存地区決定)

(昭和52年5月18日国重要伝統的建造物群保存地区選定)

主屋：日南市飫肥伝統的建造物群保存地区における保存すべき物件

(昭和52年1月24日決定)

日南市文化財保護条例に基づく日南市指定文化財

(昭和62年11月3日)

石垣：日南市飫肥伝統的建造物群保存地区における保存すべき物件

(昭和52年1月24日決定)

庭園：国登録記念物

(平成27年1月26日)

物件の履歴

昭和59年

日南信用金庫から主屋及び敷地の一部が市に無償譲渡される。

昭和60年度

修理工事

重要伝統的建造物群保存地区における保存すべき物件の保存修理事業として、国庫補助及び県補助を受けて実施。

昭和61年～ 一般公開

2-2 物件の文化財的価値と保存活用方針

文化財的価値

昭和60年度の修理後に作成された『旧伊東伝左衛門家住宅の修理』（昭和61年4月日南市、以下「修理報告書」）によれば、慶応4年の城下町絵図の当該地にあたる敷地に「伊東伝左衛門」とあり、伊東家は享保8年（1723）に当該地を拝領し、文政12年（1829）には家老職を務めて150石を拝領したとある。現在の主屋の建築年代を示す明確な資料はないが、床根太に転用されていたかつての垂木材に「丙辰」の墨書があり、建築様式を鑑みて、丙辰年にあたる安政3年（1856）の建築と考えられる。

敷地は、区画の南東角に位置し、敷地を道路面より高く造成し、南面、東面ともに高い石垣を築き、東面に石段を設けて敷地の入口とする。南面・東面はいずれも切石を積み上げたもので、かつての武家屋敷の屋敷構えを良く伝えている。

敷地の南東寄りに東西棟の主屋を構え、主屋南側を庭園とする。『飢肥城下町庭園群調査報告書』（平成25年3月 文化庁）によれば、現主屋が建築された19世紀もしくは、現主屋の建築に先行する18世紀の作庭と考えられ、飢肥城下の上級家臣の屋敷地の庭園を代表するものとして高く評価されている。

主屋は、東西棟で、寄棟造葺瓦葺の上屋（建物中心部分の屋根）と、四面に取り付く葺瓦葺の下屋からなるが、修理報告書によれば、上屋の小屋材は新しく、上屋の梁上面に扨首（茅葺屋根を構成する材料）が組まれていた痕跡があり、建築当初、上屋は茅葺であったと推定されている。間取りは、東面を玄関とし、南側に、8畳、7.5畳、6畳の座敷を並べ、北側に板の間・土間を並べており、南側を座敷空間、北側を内向きの生活空間としている。

昭和60年の修理では、茅葺屋根の復原までは行っていないが、維持的な修理を行いながら、無理のない範囲での復原や整備を行っており、江戸時代の上級武士住宅の様相を良く伝えている。

上記のように、旧伊東伝左衛門家は、江戸時代の武家の屋敷地の様相を良く残し、さらには、主屋は日南市飢肥地区において、江戸時代に建築された武家住宅として残る唯一の遺構として貴重な存在である。

保存活用方針

上記のように、飢肥地区において江戸時代の武家住宅としての唯一の遺構であることから、主屋については、一部分を除き、基本は、江戸時代の武家住宅が良好に保存されている昭和60年修理の状態を維持することを基本とし、主屋については本来の空間を活かした活用を行う。

なお、主屋のさらなる価値の向上のため、適切な検討のもとでの茅葺屋根の復原整備も選択肢とする。

活用に伴う必要な諸施設については、主として敷地内の空閑地を有効活用することとするが、新設の建築物については、市指定文化財である主屋との景観バランスや、重要伝統的建造物群保存地区で定められた基準に従うこと。

2-3 敷地活用のガイドライン (図2-1～4)

2-3-1 保存すべき部分

- ・計画の範囲は図2-1の通り、旧伊東伝左衛門家にかかる市有地全体とする（赤線枠）。
- ・文化財として位置づけられているのは以下の通り。

市指定文化財：図2-1「A」（赤アミ）；建物部分（主屋）全体。

国登録名勝：図2-1「B」（薄い赤アミ）；主屋東部の門・塀の西側・主屋南側・主屋北側に展開する庭園。

伝統的建造物群保存地区特定物件：図2-1「C」（濃い赤アミ）；敷地を限る東と南の石垣2件。

- ・以上3件については、現状を保存し、修理・復原・整備等を行って保存する。
- ・主屋の取り扱いについては、次項で詳述する。

- ・文化財的位置づけはないものの、保存するもの。

主屋東部に接続する門・塀：図2-1「D」（赤アミ）

- ・上記物件については武家住宅の敷地の様相を伝えるものとして、保存を前提とし、修理・復原等を行って現状を保存する。

2-3-2 修景すべき部分

- ・敷地の登録名勝庭園の東端及び南端の石垣上（図2-1「E」（赤アミ））については、現状の生垣修景を踏襲することとし、土塀・板塀・フェンス等の区画施設は構築しない。
- ・敷地入口脇の図2-1「F」（黄アミ）部分については、塀・建物等の新たな構築物は設けずに、武家地としての歴史性を尊重した外構整備を行う。

2-3-3 改変可能な部分

- ・敷地の北側・西側の図2-1「G」（青アミ）部分については、活用のために必要な建物・塀等の施設・設備を設置することができる範囲とする。
- ・庭園との境界に何らかの区画施設を設ける場合は、景観に配慮したものとする。
- ・新たに設置する施設等と主屋の取り付けについては、次項で詳述する。

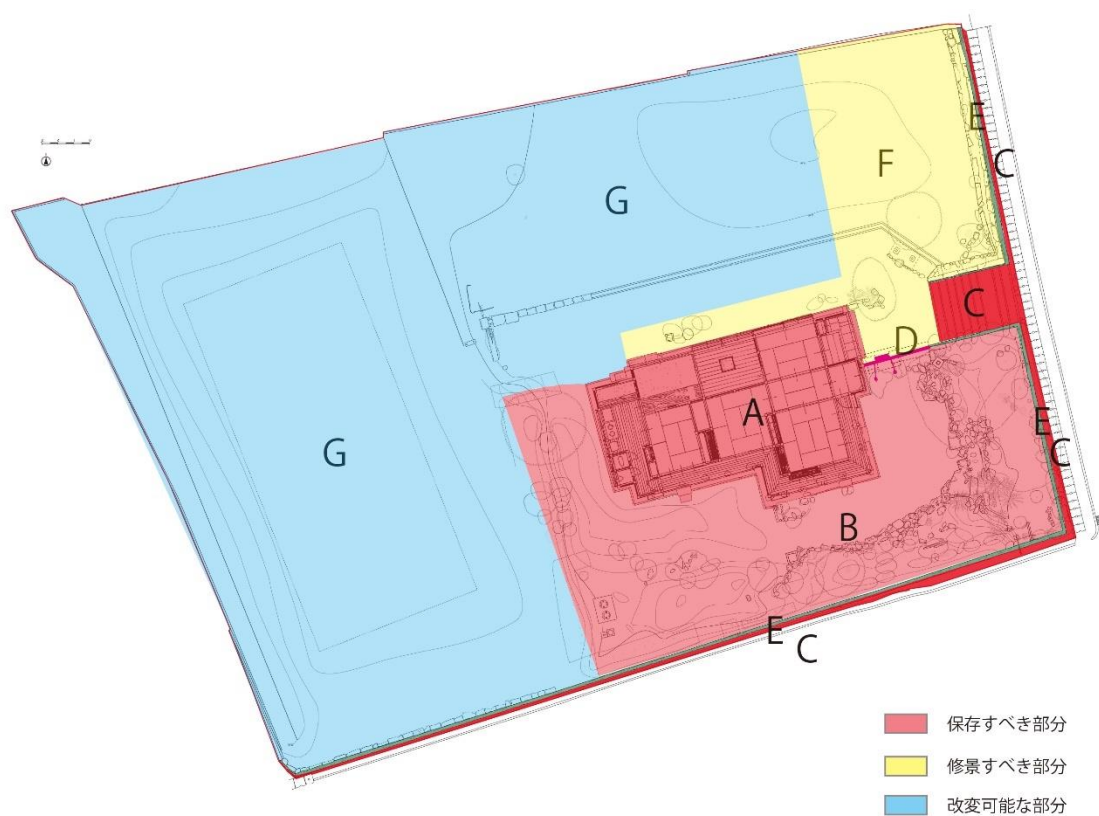


図 2-1 旧伊東伝左衛門家 配置図



図 2-2 旧伊東伝左衛門家 石積

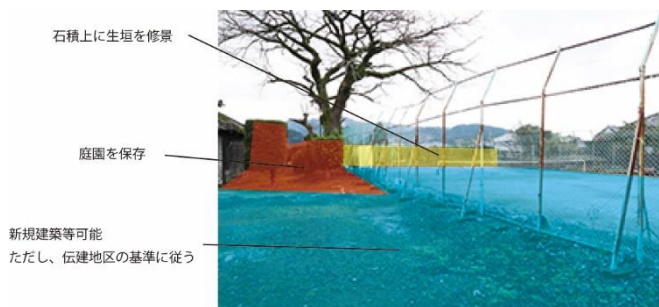


図 2-3 旧伊東伝左衛門家 西空地

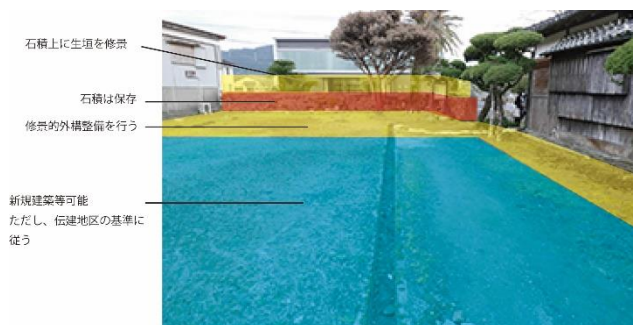


図 2-4 旧伊東伝左衛門家 北空地

2-4 主屋活用のガイドライン (図2-5～10)

2-4-1 形式・部材・仕様の現況

主体構造・外観

- ・昭和60年の修理により、主体構造及び外観各面ともに一部を除き復原的な修理がなされている。
- ・屋根については、かつては茅葺であったことが、部材痕跡により確認できる。
- ・下記のように、水まわりの外観は、昭和60年に整備されたものである。

内 部

玄関・供待・玄関ノ間・次ノ間・表座敷・中座敷・奥座敷・茶の間・勝手土間

- ・痕跡調査によって復原検討がなされたものの、復原が行われていない部分があるが、基本的には復原的な修理がなされ、現状で建築当初の部材・仕様を残す。

水まわり

- ・東側の部屋との部屋境の柱間装置は当初の部材・仕様を残すが、部屋内を構成する部材に当初材を残さない。昭和60年の修理時点で既に部材を取り替える等の大改造を受けており、当初形式が不明なため、現状は修理前の状況のままに修理され、外観は伝統形式に見合う形式に整備されたものである。

2-4-2 保存すべき空間・形式・部材・仕様と改変可能な部分

主体構造・外観 (図2-5・7)

- ・現状の柱及び架構材の部材・仕様を保存し、改変を加えず、必要に応じて修繕を行う。
- ・屋根は現状の部材・仕様を保存し、必要に応じて修繕を行う。
- ・ただし、適切な復原検討に基づき、茅葺屋根に復原する場合は、現状の屋根架構材を廃して、茅葺の屋根架構を復原する。
- ・活用に資する施設等を主屋の北側もしくは西側に設け、その施設と主屋を繋ぐ廊下・屋根等を設ける場合は、水まわりの北面に設けることとし、主屋の躯体及び屋根（軒）を損なわない形式・工法とする。

内 部 (図2-6・8～10)

玄関・供待・玄関ノ間・次ノ間・表座敷・中座敷・奥座敷・茶の間・勝手土間

- ・現状の部材・仕様を保存する。

水まわり

- ・東側の柱材・柱間装置を保存した上で、床・天井の改変、水まわり内部での柱間装置の

改変、内装の改変、設備の改変・付加は可能。

設 備

- ・水まわり以外の部屋の、電機設備・防災設備の設置については、可能な限り目立たない形式とし、建物内における設置場所・器具・仕様については、協議の上、決定する。
- ・水まわり以外の部屋において空調施設を設置する場合は、躯体部への設置は避け、極力目立たない位置での据え置き形の空調機を設置する。
- ・建物外部への電気配線・換気機器・排煙機器の設置については、設置場所・器具・仕様について、協議の上、決定する。

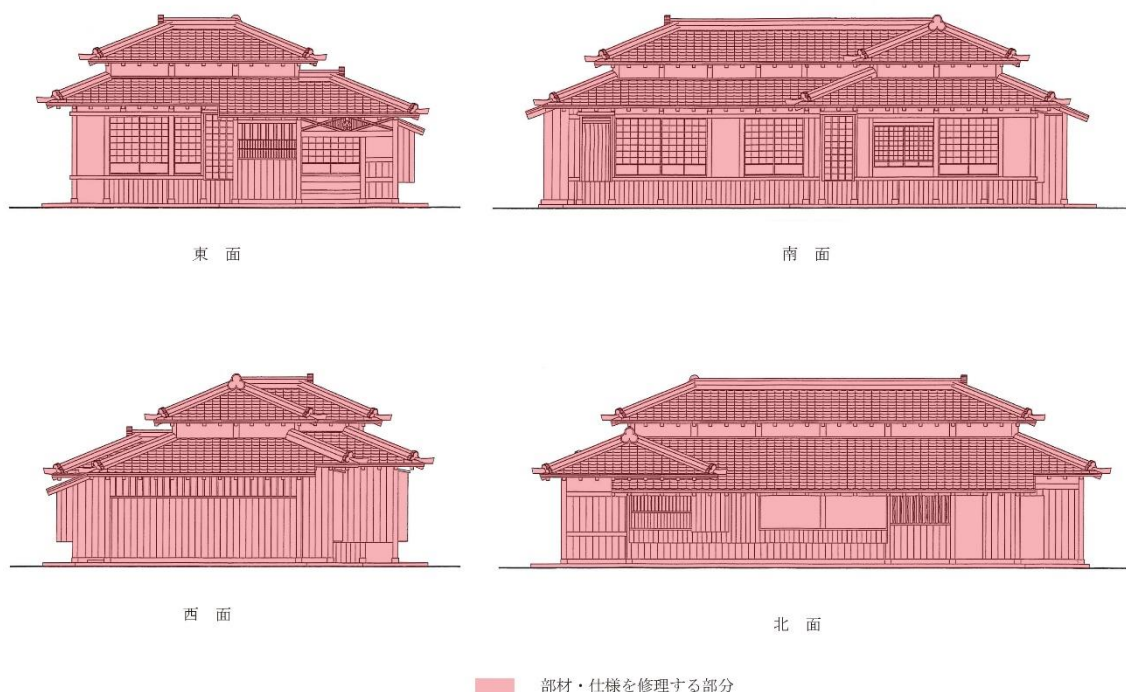
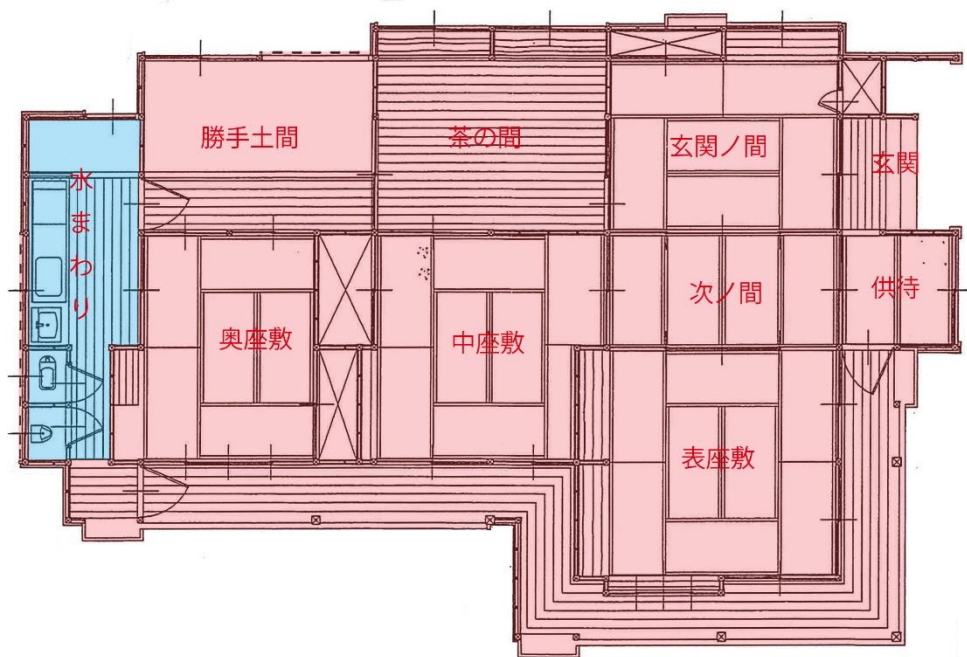


図 2-5 旧伊東伝左衛門家 主屋 立面図



部材・仕様を修理する部分 改変可能部分

図2-6 旧伊東伝左衛門家 主屋 平面図



図2-7 旧伊東伝左衛門家 主屋屋根



図2-8 旧伊東伝左衛門家 主屋内部
水まわり以外は同取扱



図2-9 旧伊東伝左衛門家 水まわり1



図2-10 旧伊東伝左衛門家 水まわり2

3 旧山本猪平家

3-1 物件の概要

位 置 (図1-1)

旧山本猪平家は本町通りの北、飫肥城大手門に向う南北道路に東側に位置し、伝統的建造物群保存地区内にある。

敷地面積

1, 087. 27 m²

指定等

敷地：日南市飫肥伝統的建造物群保存地区内

(昭和51年12月21日保存地区決定)

(昭和52年5月18日国重要伝統的建造物群保存地区選定)

主屋：日南飫肥伝統的建造物群保存地区における保存すべき物件

(昭和52年1月24日決定)

日南市文化財保護条例に基づく日南市指定文化財

(平成11年8月19日)

物件の履歴

平成10年12月

安藤家より買い上げ、公有化

平成11年度

修理工事

平成12年～

一般公開

3-2 物件の文化財的価値と保存活用方針

文化財的価値

旧山本猪平家は、明治40年頃に、当時の豪商であった山本猪平が、小村家より当地を買い受け、そこに本宅として現在の建築群を建築したものである。

敷地西側は街路に面して長屋門・倉庫で限り、南面西半部は石塀、その他は建物及び板塀で敷地を画する。西面北寄りに門を構え、敷地中央に西面して、南北棟の本屋を建て、本屋の背面北端に炊事場・風呂、便所からなる釜屋が接続し、敷地東端に離れを置く。

本屋は、北側の主体部と、南側の増築部からなり、主体部は明治40年頃に建築され、増築部及び繋ぎ部分の便所等は昭和初期頃に建築されたと考えられる。主体部は北側を通りにわ状に作るが、通りにわ中央部を中庭とし、中庭に面して玄関を設ける。通りにわから玄関にかけて、磁器タイルの舗装や化粧がなされて、本家の特徴となっている。なお、これら磁気タイルによる整備は、南に座敷が増築された昭和初期になされたものと考えられる。また、玄関脇の6畳間には数寄屋意匠が取り入れられており、この部屋についても、昭和初期頃の改造によるものと考えられる。玄関の間の南、本屋の西半部に10畳の次の間と10畳の主座敷などの接客空間を並べ、東側には生活空間となる部屋を並べる。主座敷の南に座敷を増築しているが、繋ぎ部分に廊下・便所を整備しており、廊下・便所の意匠は、昭和初期頃の様相を良く残している。

本屋背面の釜屋は、炊事場、風呂、便所からなり、本屋との取り付け状況から判断して、本屋の建築後に付加されたもので、昭和初期の本屋増築時に同時に整備されたと考えられる。釜屋内には、当時の竈、流し、風呂釜、便器が残り、当時の生活を伝える貴重な資料となっている。また、離れも昭和初期頃に建築されたものと考えられる。

以上のように旧山本猪平家は、明治40年頃から昭和初期頃に建築された建築群が良く残る、さらに、外構施設や設備等も良く残り、屋敷構え全体として昭和初期に完成された飫肥豪商の本宅の様相を良く伝える遺構として、高く評価できる。

保存活用方針

近代豪商の本宅建築の様相を良く残すものとして保存を原則とするが、用途の変更を選択肢として、部分的な改変を許容しながら、現代に即した積極的な活用を行う。

保存すべき部分については、現在の間取りを原則的に変更しないこと。内装等で変更する部分については、将来的に元に戻すことが可能なことを条件とする。

また、主屋や釜屋のトイレ、風呂は資料的価値から使用不可とするが、トイレ、風呂等の付帯設備を新設する場合は敷地内の改変可能な部分に設置すること。

なお、本物件は平成11年度に建築基準法第3条第1項第3号の規定による適用除外指定を受けている。その際は、公開施設以外の用途を想定していなかったため、建築基準法不適格事項に対する代替え措置との関係を整理する必要がある。

3-3 敷地活用のガイドライン (図3-1～3)

3-3-1 保存すべき部分

- ・計画の範囲は図の通り、旧山本猪平家にかかる敷地全体とする(図3-1;赤線枠)。
- ・文化財として位置づけられている物件は以下の通り。

市指定文化財：図3-1中「A」(薄い赤アミ)；門・倉庫・本屋・釜屋・離れ

- ・市指定文化財については、現状の保存を基本とし、修理・復原・整備を行う。なお、個々の建物の修理・復原・整備ガイドラインの詳細は後述する。

- ・文化財的位置づけはないものの、保存すべき建築物、工作物、外構施設等。(図3-1「赤アミ」)

敷地を区画する塀

- ・敷地南面のL字形の石塀
- ・敷地東面の離れ北側の塀及び物置部分

当該塀及び屋根で構成される物置部分については、活用の必要に応じ、新たに、柱筋に柱間装置を設置可能。ただし、協議の上、景観に配慮した形式・仕様とする。

- ・敷地北面の釜屋東側の塀及び門

敷地内部を画する塀

- ・門と本屋玄関間の南側を閉塞する東西塀

敷地内の外構施設

- ・門と本屋を結ぶ舗装
- ・釜屋南側の踏石
- ・主屋南側の井戸と井戸に関わる石造施設
- ・主屋東側の石敷

- ・以上については、現状の部材・仕様を保存する。

3-3-2 修景すべき部分

- ・図3-1中「C」(黄アミ)部分では、新たな建物・塀を設けずに、当該敷地の歴史性を尊重した修景整備を行う。

3-3-3 改変可能な部分

- ・図3-1中「D」(青アミ)部分では、新規の建物・塀等の施設及び大規模設備の設置が可能。
- ・新規建物等を指定文化財と接続する場合は、指定文化財の躯体を損傷することのない工法・仕様とし、その工法・仕様は、協議の上、決定する。

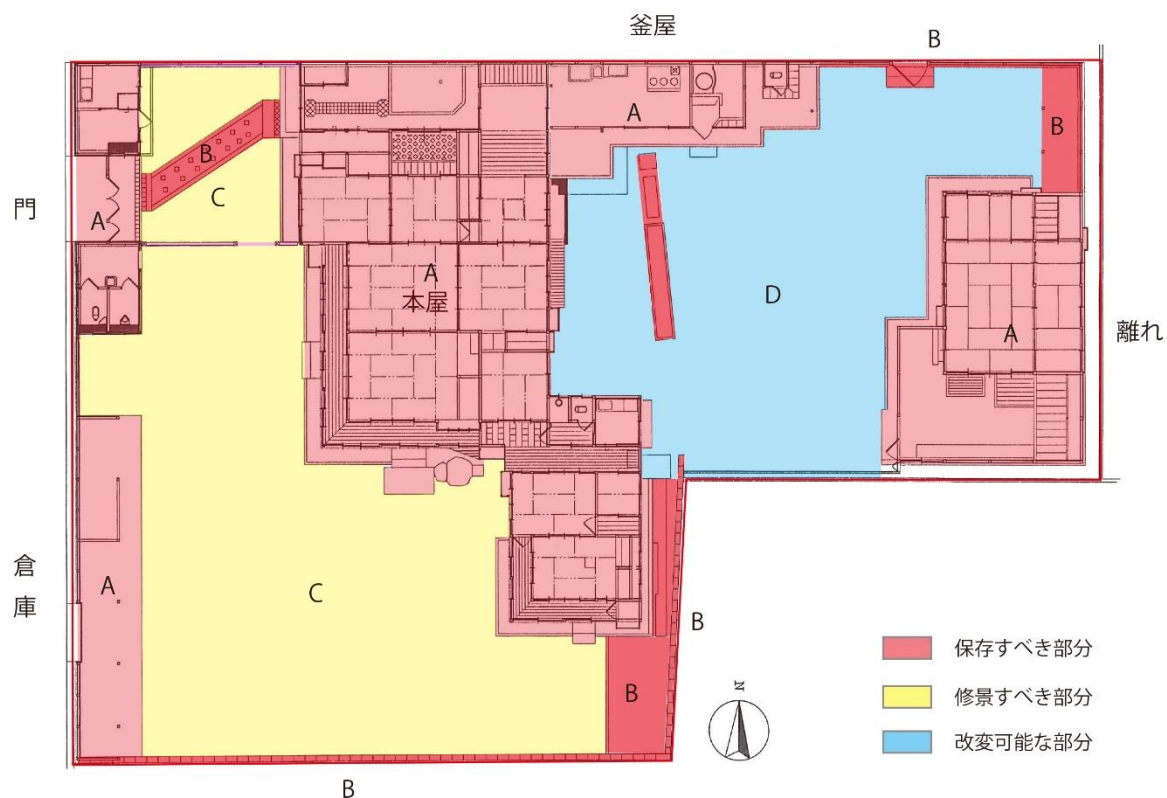


図 3 - 1 旧山本猪平家 配置図



門-玄関まわりの舗装



玄関脇の塀



本屋まわりの縁石・舗装



井戸まわりの施設



主屋背面の石敷



主屋後方庭の敷石

図 3 - 2 旧山本猪平家 保存すべき敷地内の外構施設



敷地南面（西）



敷地東面（南）



敷地北面（東）



敷地東面（北）

図3-3 旧山本猪平家 保存すべき外構施設

3-4 門・倉庫活用のガイドライン

3-4-1 形式・部材・仕様の現況

主体構造・外観

- ・主体構造及び外観の部材・仕様は、指定時の状況が残る。
- ・主体構造部材の多くは、修理時に置き換えられている。
- ・倉庫から街路に開く開口部（引き分け戸）は、建築当初は存在しないが、修理時に管理用に新規に整備されたものである。

内 部

門北部管理室

- ・修理時に内装材の置き換え及び、管理人室としての整備がなされている。

門南部便所

- ・修理時に内装材の置き換え及び、便益施設としての整備がなされている。

倉 庫

- ・閉塞施設なく、構造体のみ。
- ・前述のように、街路に開く開口部は、修理時に新規に整備。

3-4-2 保存すべき空間・形式・部材・仕様と改変可能な部分

主体構造

- ・現状の柱及び架構材の材料もしくは仕様を保存し、改変を加えず、必要に応じて修繕を行う。

外 観 （図3-4～6）

- ・屋根は現状の部材・仕様を保存し、必要に応じて修繕を行う。
- ・ただし、倉庫部分の開口部については、協議の上、修景的改変（壁への復原、扉仕様の変更）が可能。

内 部 （図3-2～5）

門北側の管理人室

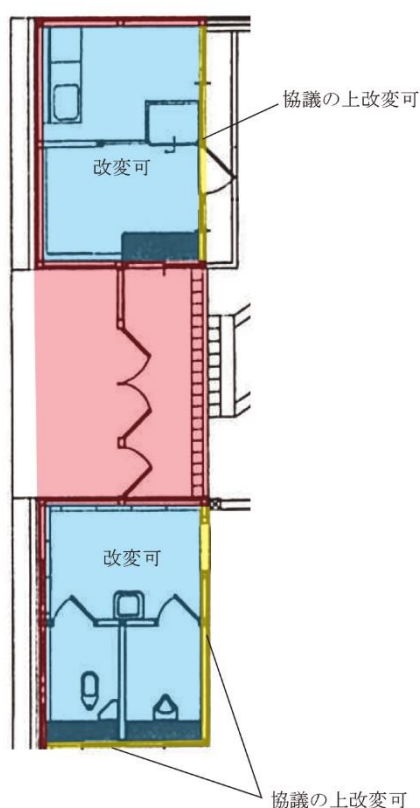
- ・構造体を損ねない工法での、柱間装置の変更、内装の変更・付加、設備の置き換え・付加が可能。
- ・東面については、協議の上、柱間装置の修景的改変（壁、窓、扉等の仕様の変更）が可能。

門南側の便所

- ・構造体を損ねない工法での、内部間仕切り装置の変更、内装の変更・付加、設備の取り替え・付加が可能。
- ・東面・南面については、協議の上、柱間装置の修景的改変（壁、窓、扉仕様の変更）が可能。

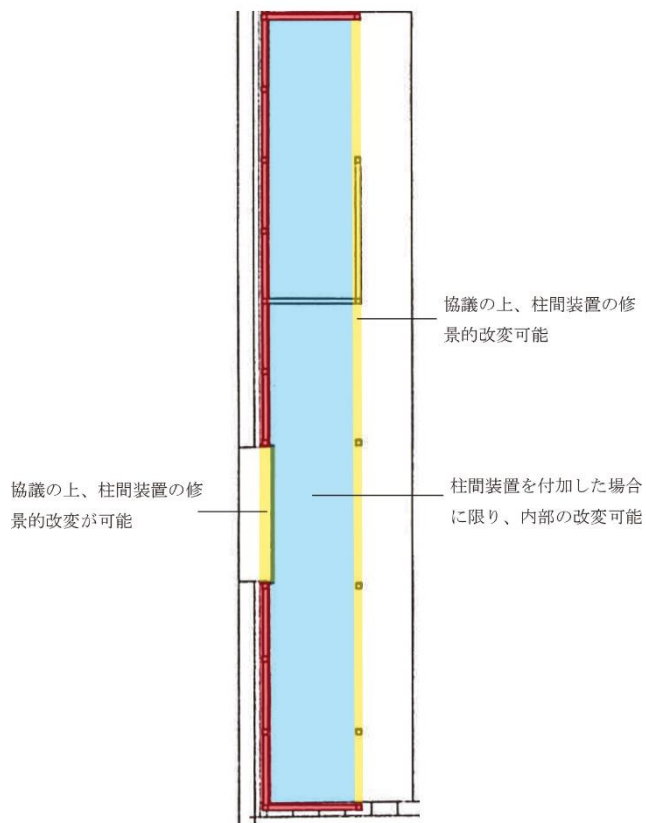
倉庫

- ・活用上の必要に応じて、倉庫東柱筋及び西側開口部に柱間装置を設けることができる（修景的改変）。
- ・上記柱間装置を新設した場合に限り、閉塞された内部については、構造体を損ねない工法での、内部間仕切り装置の変更、内装の変更・付加、設備の取り替え・付加が可能。



- 部材・仕様を修理する部分
- 協議の上、修景的改変可能部分
- 改変可能部分

図3-2 旧山本猪平家 門 平面図



- 部材・仕様を修理する部分
- 協議の上、修景的改変可能部分
- 改変可能部分

図3-3 旧山本猪平家 倉庫 平面図



図 3-4 旧山本猪平家 門 北事務室



図 3-5 旧山本猪平家 門 南便所

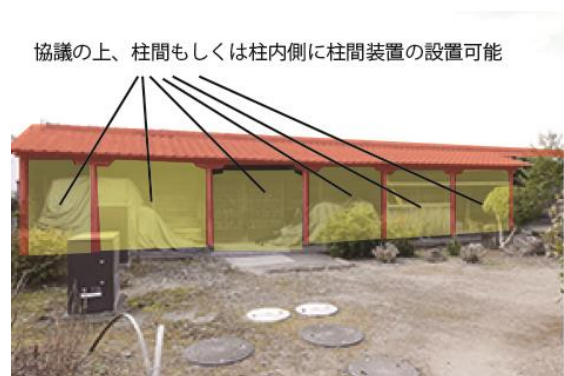


図 3-6 旧山本猪平家 倉庫

3-5 本屋活用のガイドライン (図3-7～12)

3-5-1 形式・部材・仕様の現況

主体構造

- ・主体構造及び仕様は、昭和初期に整備された部材・仕様が保存されている。

外 観

- ・外観は、基本、昭和初期に整備された部材・仕様が残る。
- ・台所北面のみ、中古の台所改造に伴い、かつての勝手口が壁に変更されている。

内 部

土 間

- ・部材・仕様とも、建築当初もしくは昭和初期整備の姿を残す。
- ・土間のタイル舗装も、建築当初もしくは昭和初期整備の姿を残す。

中 庭

- ・部材・仕様とも、建築当初もしくは昭和初期整備の姿を残す。
- ・外構も、建築当初もしくは昭和初期整備の姿を残す。

奥土間

- ・部材・仕様とも、建築当初もしくは昭和初期整備の姿を残す。
- ・北面の縁は中古に付加されたものである。

玄 関

- ・部材・仕様とも、建築当初もしくは昭和初期整備の姿を残す。
- ・土間のタイルによる舗装も、建築当初もしくは昭和初期整備の姿を残す。

玄関の間・6畳間・次の間・主座敷・縁・板間・4畳半間・8畳間・奥4畳半間

- ・部材・仕様とも、建築当初もしくは昭和初期整備の姿を残す。

便 所

- ・部材・仕様とも、昭和初期整備の姿を残す。

台 所

- ・内装材が改変され、新たな設備が設置されている。

繋廊下・増築次の間・増築主座敷・増築2畳

- ・部材・仕様とも、昭和初期整備の姿を残す。
- ・ただし、増築次の間・増築主座敷の天井材は、仕様は残すが、部材は全て新材に取り替え。

3-5-2 保存すべき空間・形式・部材・仕様と改変可能な部分

主体構造

- ・柱及び架構材の現状の部材・仕様を保存し、必要に応じて修繕を行う。

外 観 （図 3－7）

- ・現状の部材・仕様を保存し、必要に応じて修繕を行う。
- ・外部に面する壁、柱間装置、建具は現状の部材・仕様を保存する。
- ・ただし、台所北面については、痕跡調査等のしかるべき検討の上、協議の上、勝手口の復元は可能。

内 部 （図 3－8～12）

土間・中庭

- ・現状の部材・仕様を保存する。
- ・また、土間のタイル敷等の部材・仕様を保存する。
- ・収納部分（図 3－8（青アミ））については、内部での内装材の付加及び設備の設置が可能。

奥土間

- ・現状の部材・仕様を保存する。
- ・北側の縁については、撤去することも可能。

玄関

- ・現状の部材・仕様を保存する。
- ・また、土間のタイル敷等の部材・仕様を保存する。

玄関の間・6畳間・次の間・主座敷・縁・板間・4畳半間・8畳間・奥4畳半間

- ・各部屋とも、部材・仕様を保存する。
- ・床については、現状の畳を別途保管し、畳下の板上から敷居上面間で、新たな床（フローリング）等を設置することは可能。
- ・外部に面さない、部屋境の建具については、現状の敷居・鴨居を使用する限りは、現状の建具を保管した上で、新たな建具を使用することが可能。
- ・収納部分（図 3－8（青アミ））については、内部での内装材の付加及び設備の設置が可能。
- ・部屋境の欄間については、取り外すことは可能であるが、復元可能な取り扱いを行うこと。

便 所

- ・現状の部材・仕様を保存する。
- ・ただし、便器・手洗い等の設備は、別途保管の上、新規に取り替え可能。

台 所

- ・構造体及び外観に関わる部材・建具等を存置した上で、床・内装・天井の変更・付加及

び設備の変更・付加が可能。

- ・北面については、痕跡調査等のしかるべき検討を行い、協議の上、勝手口の復原は可能。

繋廊下

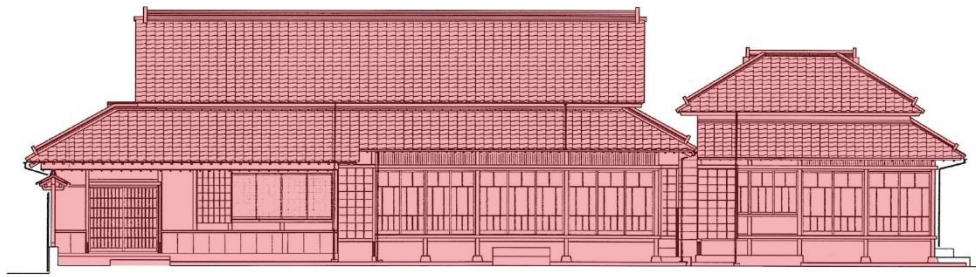
- ・現状の部材・仕様を保存する。
- ・床については、現状の床材を存置した上で、敷居上面に揃える新たな床材の設置は可能。
- ・外部に面さない、部屋境の建具については、現状の敷居・鴨居を使用する限りは、現状の建具を別途保管した上で、新たな建具を使用することが可能。

増築次の間・増築主座敷・増築２畳

- ・現状の部材・仕様を保存する。
- ・現状の畳を別途保管した上で、畳下の板上から敷居上面間で、新たな床仕上（フローリング）等を設置することは可能。
- ・外部に面さない、部屋境の建具については、現状の敷居・鴨居を使用する限りは、現状の建具を別途保管した上で、新たな建具を使用することが可能。

設 備

- ・建物外部への電気配線・換気機器・排煙機器の設置については、設置場所・器具・仕様について、協議の上、決定する。
- ・空調施設を設置する位置は、協議の上、決定する。
- ・配管に伴う床・壁への工事方法については、協議の上、決定する。
- ・建物内部に設置する、電機機器（照明・コンセント等）、空調設備、換気設備、排煙設備の設置については、その位置・形状・仕様・工法について、協議の上、決定する。



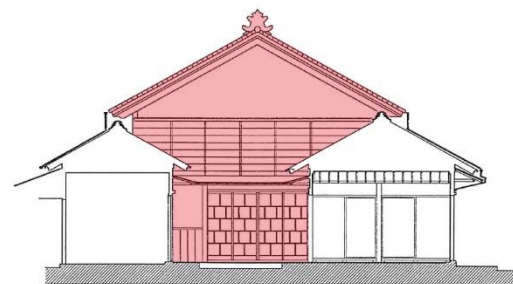
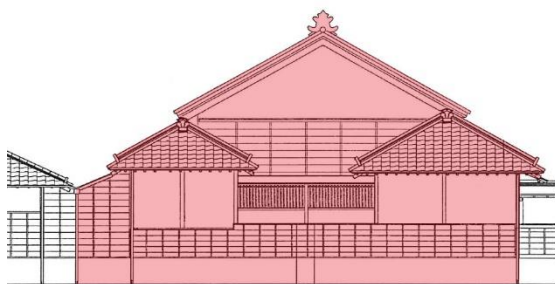
東 面



南 面



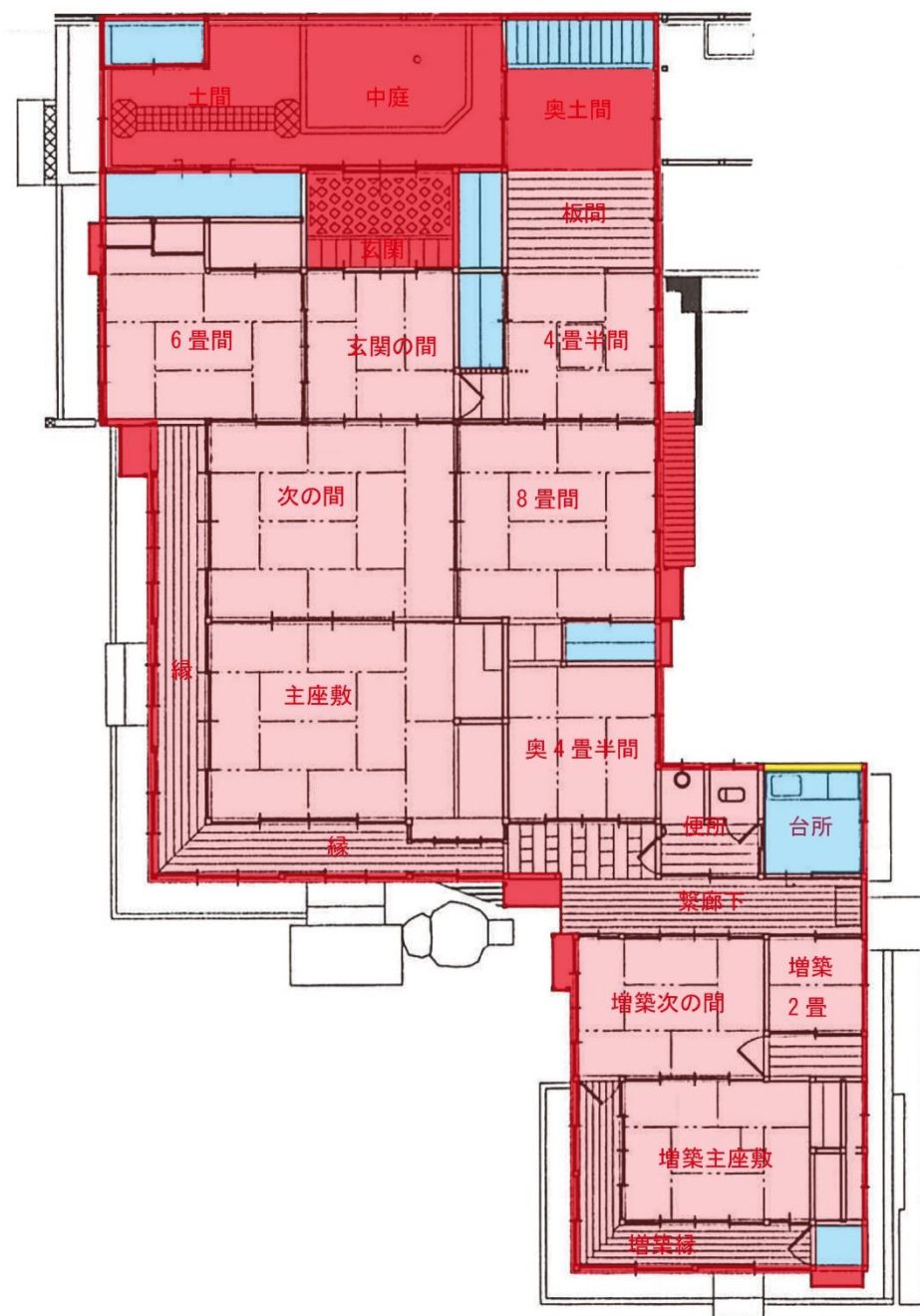
西 面



北 面

部材・仕様を修理する部分
 協議の上、修景的改変可能部分

図3-7 旧山本猪平家 本屋 立面図



- 部材・仕様を保存する部分
- 部材・仕様を保存するが、床仕上・建具の取り替え可能
- 協議の上、修景的改変可能部分
- 改変可能部分

図3-8 旧山本猪平家 本屋 平面図



図3-9 旧山本猪平家 本屋 土間・玄関土間舗装 いずれも現状の部材・仕様を保存

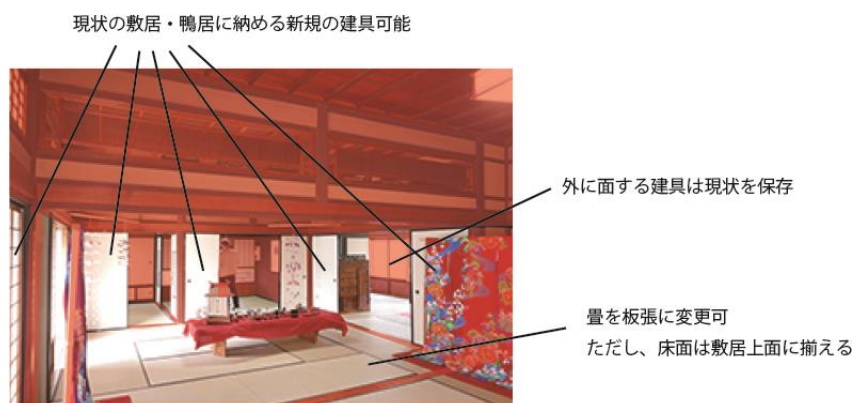


図3-10 旧山本猪平家 本屋 内部（各部屋共）

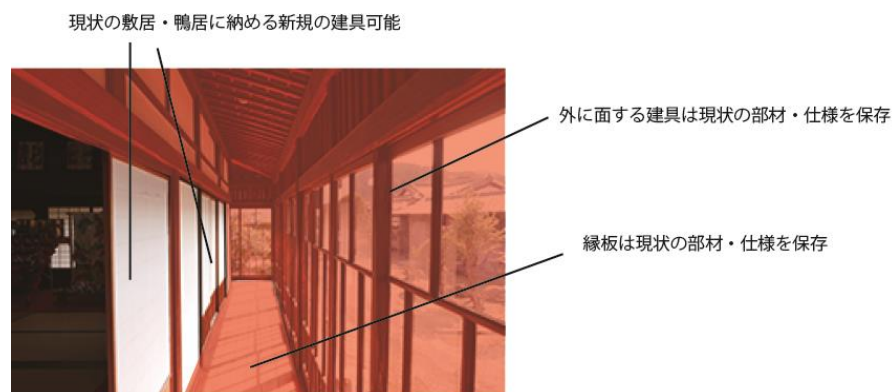


図3-11 旧山本猪平家 本屋 縁



図3-12 旧山本猪平家 本屋 増築部繋廊下部分

3-6 釜屋活用のガイドライン (図3-13)

3-6-1 形式・部材・仕様の現況

主体構造

- ・主体構造及び仕様は、昭和初期に整備された部材・仕様が良く残る。

外 観

- ・外観は、基本、昭和初期に整備された部材・仕様が良く残る。
- ・ただし、腰板等の仕様が昭和初期の仕様まで遡るかどうか疑義があるが、現段階では、昭和初期の仕様であると見ておく。

内 部

炊事場

- ・部材・仕様とも、建築当初もしくは昭和初期整備の姿を残す。
- ・内部に設置された、竈、流し等の設備もかつてのものを良く残す。

風 呂

- ・部材・仕様とも、建築当初もしくは昭和初期整備の姿を残す。
- ・内部に設置された、風呂釜等の設備もかつてのものを良く残す。

便 所

- ・部材・仕様とも、建築当初もしくは昭和初期整備の姿を残す。
- ・内部に設置された、便器等の設備もかつてのものを良く残す。

3-6-2 保存すべき空間・形式・部材・仕様と改変可能な部分

主体構造

- ・現状の柱及び架構材の部材・仕様を保存し、必要に応じて修繕を行う。

外 観

- ・屋根は現状の材料・仕様を保存し、必要に応じて修繕を行う。
- ・外部に面する壁、柱間装置、建具は現状の材料・仕様を保存する。

内 部

炊事場

- ・現状の部材・仕様を保存する。
- ・現状の竈、流し等の設備を保存する。

風 呂

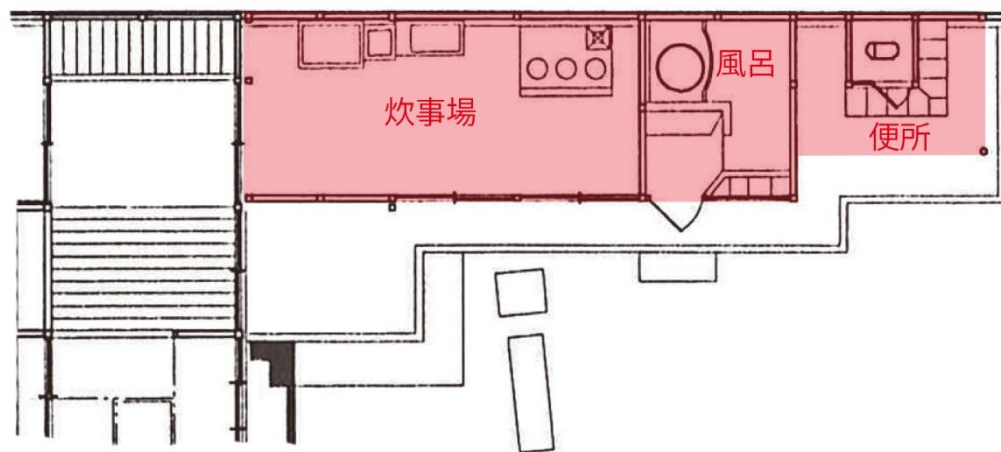
- ・現状の部材・仕様を保存する。
- ・現状の風呂釜等の設備を保存する。

便 所

- ・現状の部材・仕様を保存する。
- ・現状の便器等の設備を保存する。

設 備

- ・建物外部への電気配線・換気機器・排煙機器の設置については、設置場所・器具・仕様について、協議の上、決定する。
- ・空調施設を設置する場合は、必要に応じて、協議の上、決定する。
- ・配管に伴う床・壁への工事方法については、協議の上、決定する。
- ・建物内部に設置する、電機機器（照明・コンセント等）、空調設備、換気設備、排煙設備の設置については、その位置・形状・仕様・工法について、協議の上、決定する。



- 部材・仕様を保存する部分
- 協議の上、修景的改変可能部分
- 改変可能部分

図 3-13 旧山本猪平家 釜屋 平面図

3-7 離れ活用のガイドライン (図3-14～18)

3-7-1 形式・部材・仕様の現況

主体構造

- ・主体部の主体構造及び仕様は、昭和初期に整備された部材・仕様が残る。
- ・西側下屋張出し部は、平面規模は建築当初を維持していると考えられるが、柱・架構材・壁材が新材に取り替わり、架構等は中古の形式と考えられる。

外 観

- ・主体部は、基本、建築当初の部材・仕様が残る。
- ・西側下屋張出し部は、当初形式でなく中古に整備された形式で、壁・開口部は現状と異なっていた可能性はあるが、復原資料はない。

内 部

土 間

- ・西面の柱間装置以外は、建築当初の部材・仕様を残す。
- ・東面の床は、建築当初の部材・仕様を残す。
- ・12畳間から土間に張り出す2つの広縁及び、あがり段は、中古に付加されたもので、当初形式は不明。

12畳間・4畳間

- ・基本、部材・仕様とも、建築当初もしくは昭和初期整備の姿を残す。
- ・修理時に構造補強のため、一部柱・壁が付加されている(図3-14緑)。
- ・外部に接する障子は、障子紙の代わりに樹脂板に変更されている。
- ・12畳間と4畳間の部屋境に、本来は襖が使用されていたと考えられる。
- ・12畳間と6畳間との部屋境に建具は使用されていないが、本来は南2間に4枚、北1間に2枚の襖が使用されていたと考えられる。

6畳間・2畳間

- ・部材・仕様とも、建築当初もしくは昭和初期整備の姿を残す。
- ・2畳間の天井は、修理時に付加されたものと考えられる。

3-7-2 保存すべき空間・形式・部材・仕様と改変可能な部分

主体構造

- ・現状の柱及び架構材の部材・仕様を保存し、必要に応じて修繕を行う。

外 観

- ・屋根は現状の部材・仕様を保存し、必要に応じて修繕を行う。
- ・主体部の柱間装置、壁・開口部は現状の部材・仕様を保存する。
- ・西側下屋張出し部の南面、西面、北面については、協議の上、昭和初期の様相を伝える柱間装置への修景的改変は可能。
- ・外部に面する建具のうち、現在の樹脂板が張られた障子は、現在の敷居・鴨居を使用し、障子紙を張った障子、もしくは、外枠のみのガラス窓への改変可能。

内 部

土 間

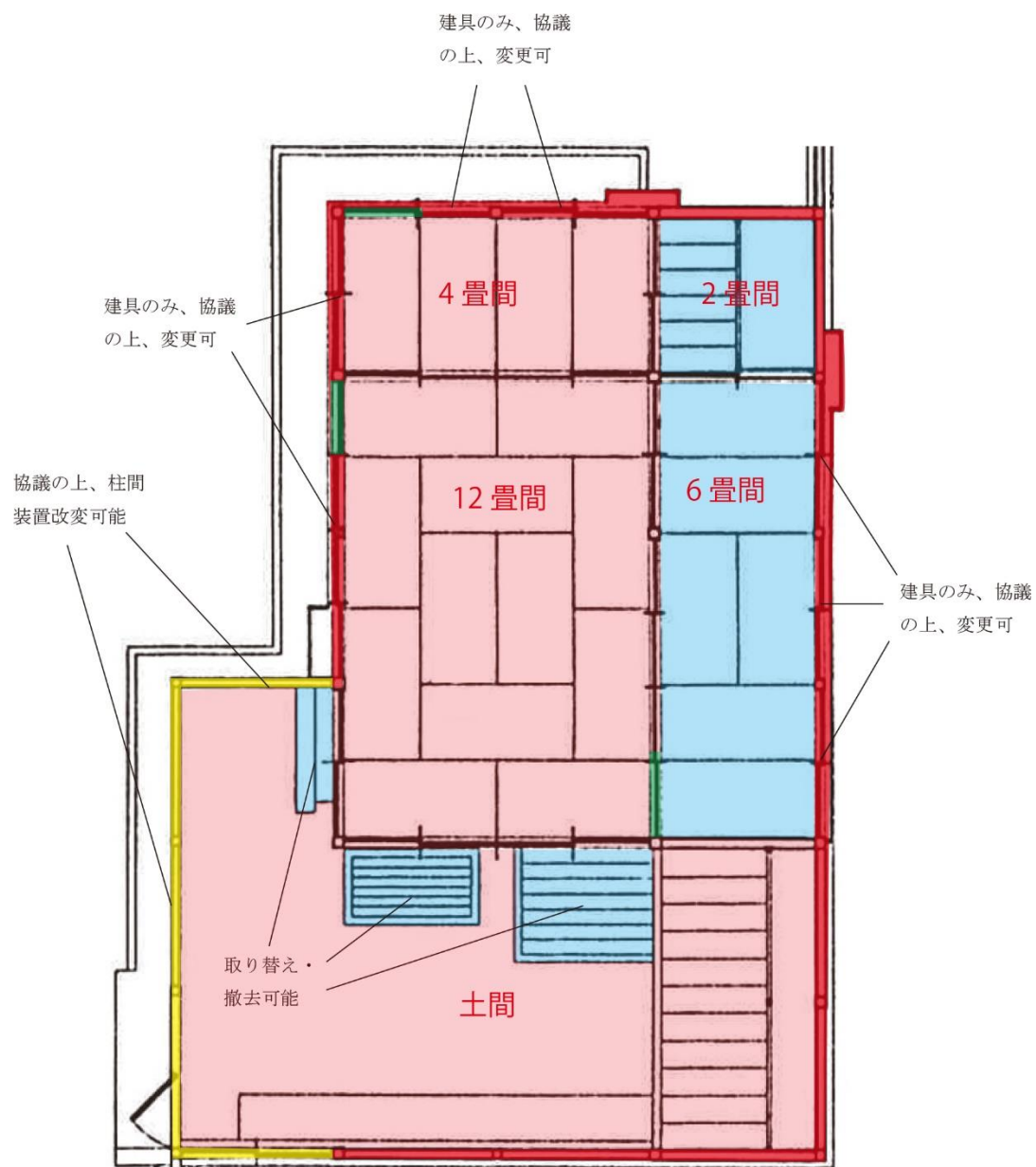
- ・現状の部材・仕様を保存するが、協議の上、新たな床の設置、天井の設置は可能。

1 2 畳間・4 畳間

- ・現状の部材・仕様を保存する。
- ・平成 12 年の修理で加えられた柱・壁については、これに代わる構造上の安全性が確認できれば、撤去可能。
- ・床については、現状の畳を別途保管し、畳下の板上から敷居上面間で、新たな床仕上（フローリング）等を設置することは可能。
- ・外部に面さない、部屋境の建具については、現状の敷居・鴨居を使用し、現状の建具を別途保管した上で、新たな建具を使用することは可能。

6 畳間・2 畳間

- ・床については、現状の畳を別途保管し、畳下の板上から敷居上面間で、新たな床仕上（フローリング）等を設置することは可能。
- ・外部に面さない、部屋境の建具については、現状の敷居・鴨居を使用し、現状の建具を別途保管した上で、新たな建具を使用することが可能。
- ・1 2 畳間との部屋境に建具を入れて 6 畳間を閉塞空間とした場合は、内装・天井の新規の付加、設備等の設置可能。
- ・2 畳間内については、天井の改変、内装の付加、設備の設置は可能。



- 部材・仕様を保存する部分
- 部材・仕様を保存するが、床仕上・建具の取り替え可能
- 協議の上、修景的改変可能部分
- 構造補強の柱・壁
- 改変可能部分

図 3-14 旧山本猪平家 離れ 平面図



協議の上、柱間装置の改変可能

図3-15 旧山本猪平家 離れ 外観



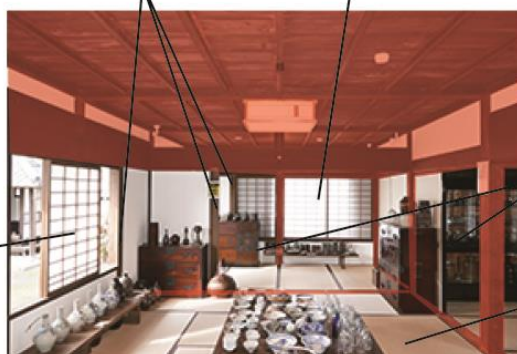
協議の上、天井の設置可能

協議の上、床の設置可能

図3-16 旧山本猪平家 離れ 土間

構造補強柱・壁

外に面する建具は保存



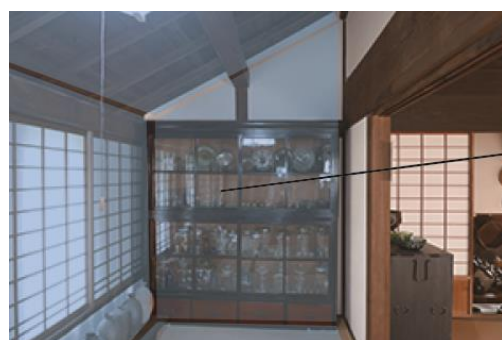
外に面する建具は保存

居室境の建具は、現状の敷居・鴨居を使用して、新規の建具可能

板敷への改変可能

ただし、上面は敷居上面に揃える

図3-17 旧山本猪平家 離れ 12畳間



座敷側に建具を設置した場合は、閉塞された内部での、間仕切り装置・内装の付加、設備の設置可能

図3-18 旧山本猪平家 離れ 6畳間

4 商家資料館

4-1 物件の概要

位 置 (図1-1)

商家資料館は、飢肥地区を東西に貫く本通りの北側に位置する。当地はかつての町人地である。

敷地面積

780.85㎡

指定等

主屋：日南市文化財保護条例に基づく日南市指定文化財
(昭和58年10月1日)

物件の履歴

昭和57年9月

かつては、現在のやや東側、本町通りの南側に建っていたが、市が当時の所有者から寄贈を受け、公有化し、現在地へ移築、修理、公開のため整備。

昭和58年5月～

商家資料館として、町内の有志から寄贈された資料を展示公開。

4－2 物件の文化財的価値と保存活用方針

文化財的価値

商家資料館は前述のように、かつては、本町通り（現国道 222 号線）の南側に建っていたものである。本町通りは、江戸時代は町人地で商家が建ち並んでいたが、慶応 2 年（1866）の大火で全焼し、当家は当時の本町の豪商山本五兵衛が明治 3 年（根拠不明）に建築したと伝える。

間口 6 間で、切妻造、妻入の大規模な町家で、道路に面した妻入の大規模な妻面が目を引く。屋根は桧瓦葺とし、軒を塗り込めて、壁は大壁造とし、2 階窓には土戸を設け、いわゆる土蔵造の町家としており、慶応の大火の反省に立って、当時の防火建築として建てられたものと考えられる。

間取りが特徴的で、西側に 2 間幅の通り土間を通し、東側を居室とする。現在は、正面部分が大規模な土間となっているが、建築当初は、建物中央部の壁より前方は床が張られた大規模な 1 室とし、土間とは雨戸で仕切られていたものと推定される。壁後方では、L 字型に半間幅に廊下をまわし、東西 2 部屋を置く。最奥の部屋を座敷とし、その西の部屋とは壁で仕切られていたと復原できる。すなわち、店部分、接客部分、生活部分を明確に区部した、近代的な間取りとしている。

建築年代は明治 3 年と伝えるが、欄間に蒸気機関車が彫られており、やや降るか。

慶応の大火後に、太い良材をふんだんに使用した豪壮な建築であり、また、当時としては先進的な考えのもとに設計された町家建築として価値が高く、飢肥の伝統的な商家建築として最古の建築として貴重な存在である。

保存活用方針

本町通りにあってかつての商家建築を残すものとしての価値の保存を原則とするが、用途の変更をも選択肢として、部分的な改変を許容しながら、現代に即した積極的な活用を行う。

なお、現在の展示スペースに展示してある資料については、活用のために撤去することが必要な場合は日南市及び日南市教育委員会と協議すること。

4-3 敷地活用のガイドライン (図4-1)

4-3-1 保存すべき部分

- ・文化財として位置づけられている物件は以下のとおり

市指定文化財：主屋；図4-1「A」（薄い赤アミ）

- ・文化財的位置づけはないものの保存すべき物件

野中金右衛門・小村西木の墓碑周辺：図4-1「B」（赤アミ）

4-3-2 修景すべき部分

- ・図4-1「C」（黄アミ）部分は、野中金右衛門・小村西木の墓碑への導入路となっており、この部分は導入路として現状維持、もしくは、導入路としての整備を行う。

4-3-3 改変可能な部分

- ・図4-1「D」（青アミ）部分は、新規建物、繋ぎ廊下の屋根等の建築物及び、塀等の工作物の新築、駐車場整備等が可能。
- ・新規に建築物や塀を主屋本体に接続する場合は、協議の上、主屋本体を損なわない形式・工法とする。
- ・現状では、敷地東端部は隣地の車の通行に供されており、また、主屋北東部はゴミ集積所に供せられており、敷地内において現実的に活用できる範囲は、日南市及び日南市教育委員会と協議する。

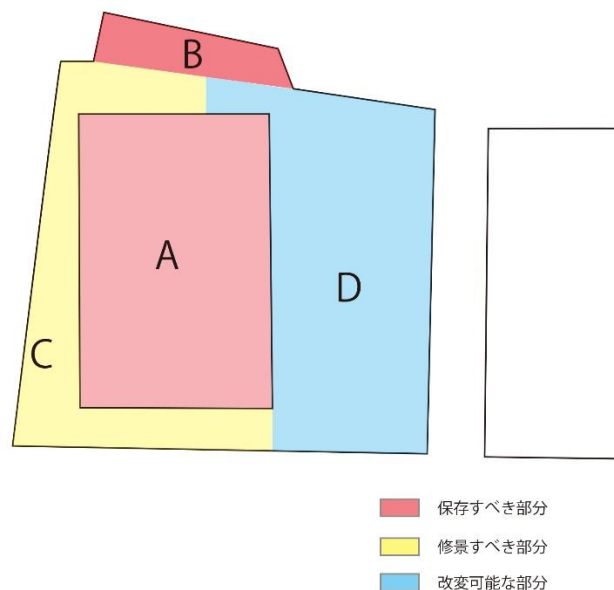


図4-1 商家資料館 配置図

4-4 主屋活用のガイドライン (図4-1～10)

4-4-1 形式・部材・仕様の現況

主体構造・外観

- ・主要構造体は移築時に修理が施されて、小屋構造、屋根も適切な修理が施されて、部材・仕様が残る。
- ・正面（南面）の柱筋は柱・柱間装置・桁行等の部材が全て中古材に取り代わり、柱間装置も建築当初の形式ではないと考えられる。
- ・外壁面については、移築時の修理の際に適切に修理され、部材・仕様が残る。
- ・東面1階の窓は、付底は当初仕様であるが、窓の大きさは中古の改造による形式。
- ・北西隅の西面・北面1階の窓は、後述のように移築時に整備されたものと考えられる。
- ・西面2階の小窓は、中古に新規に開けられたものと考えられる。

内 部

1 階

通り土間

- ・基本構造体は、建築当初の部材・仕様を残す。
- ・現在は、主屋前面が大きな土間敷となっているが、建築当初は西側幅2間分のみが通り土間であったと復原される。
- ・現在は土間全体が大きな吹き抜け空間となっているが、建築当初は、全体に天井（2階床板）が張られていたと復原される。
- ・梁・差鴨居に残る痕跡から、建築当初は、通り土間の南西部に東西1間幅、南北3間幅で、仕切られる空間があり、ミセと同様な床をもち、通り土間に面して引き込みの建具（雨戸のような形式）で仕切られていたと復原される。
- ・通り土間、西面壁に面して設えられている展示ケースは、移築時に新設されたものである。
- ・土間北側の上り縁も移築時に整備されたものもしくは中古の形式と考えられる。

水まわり（通り土間後半部）

- ・基本構造体は、部材・仕様を残す。
- ・水まわり内部の間仕切り、窓、壁、建具は移築時の改造によるもの。
- ・6畳間境の柱間装置及び天井以外の柱間装置、上り縁、内装（ダイドコとの柱間装置は除く）、天井、内部の仕切り、設備等は移築時に整備されたもの。
- ・西面及び北面の窓は移築時の整備時に付加されたと考えられ、建築当初は開口部が無かった可能性が高い。

ミ セ

- ・基本構造体及び壁体は、建築当初の部材・仕様を残す。
- ・建築当初は、土間ではなく、床が設けられ、通り土間境は引き込みの建具（雨戸のような形式）で仕切られていたと復原される。
- ・正面側の状況は最前面の柱が全て入れ替わっているため、当初の形式は不明。
- ・建築当初は通り土間同様に、天井（2階床）が張られていた。
- ・南東隅に設置された管理室、北側に設置された広縁は、移築時に整備されたもの。

9 畳間

- ・壁・天井は建築当初の部材・仕様を残す。
- ・10畳間境には建築当初は敷居があり、引違4枚の襖もしくは板戸。
- ・現状では板敷であるが、建築当初は畳敷き。
- ・板敷として使用するために、北西部階段が畳の厚さ分下げられ、現在の板敷は、移築時にかつての床板（畳の下板）高に合わせて張り替えられたもの。

廊 下

- ・壁面及び天井は建築当初の部材・仕様を残す。
- ・建築当初は、10畳間境に敷居が入り、引違の障子で仕切られ、L字型の廊下が設けられていた。
- ・そのため、当初から東側（平面）に採光のための窓が開けられていたが、現状の窓内法（内法の大きさ）は中古（移築時か）の改造による変更。

10 畳間

- ・柱、鴨居、長押、垂れ壁、天井は建築当初の部材・仕様を残す。
- ・建築当初は畳敷で、9畳間・廊下境には敷居が入り、引違の建具で仕切られていた。

ザシキ

- ・建築当初の材料仕様を残す。

6 畳間

- ・建築当初はザシキとの部屋境は土壁であったと復原される。
- ・その他の面の柱間装置・内装・天井は建築当初の部材・仕様を残す。
- ・囲炉裏は移築時に新設されたものと考えられる。

縁

- ・建築当初の部材・仕様を残す。
- ・外部に面する柱間装置は、建築当初は雨戸仕舞のみであったが、中古に柱間にサッシュが付加。

2 階

4 畳間・10 畳間

- ・部屋境の建具を撤去している以外は、建築当初の部材・仕様を残す。

2階縁

- ・ 建築当初の部材・仕様を残す。
- ・ 建築当初は、外部に面する開口部は、雨戸仕舞のみであったが中古にサッシュが付加。

板間

- ・ 基本当初の部材・仕様を残す。
- ・ 西面に開けられた開口部は、中古（移築時）に新たに開けられた窓。

前面（現吹き抜け部）

- ・ 前面部（図4－3 緑枠）は、建築当初は床張で、移築時に床を撤去。

4－4－2 保存すべき空間・形式・部材・仕様と改変可能な部分

主体構造

- ・ 現状の柱及び架構材の部材・仕様を保存し、必要に応じて修繕を行う。
- ・ 屋根は現状の材料・仕様を保存し、必要に応じて修繕を行う。

外 観 （図4－2）

- ・ 現状の外観にかかる部材・仕様を保存し、必要に応じて修繕を行う。
- ・ 以下（図4－2 黄アミ）の開口部の形式は、現状が移築時に整備されたものであることから、活用上の必要性からの改変を可とする可能性はある。
- ・ ただし、柱・桁は改変せずに内法での改変のみとし、飢肥もしくは周辺地域の同時代の町家の類例を参考にし、協議の上、決定する。
 - ・ 1階正面開口部
 - ・ 東面廊下に面する窓
 - ・ 水まわり西面及び北面

内 部

1 階 （図4－3～10）

通り土間

- ・ 現状の柱をはじめとする主たる部材、土間、壁面、天井の部材・仕様を保存する。
- ・ 必要に応じて、現状の2階床組上に天井（2階床板）を復原することも可能。
- ・ 以下の部分は撤去もしくは改変可能とする。
 - ・ 展示ケース
 - ・ 上り縁
- ・ また、南西部分（図4－3 緑枠）、かつてこの部分に閉塞される何らかの施設があったことから、この空間に閉塞した空間を設置することは可能とする。閉塞された空間内は、現状の内装を存置して新たな内装とすること、設備を設置することを可能とするが、通り土間に面する柱間装置・壁の意匠は、協議の上、伝統的な意匠に配慮したもの

とする。

水まわり（通り土間後半部）

- ・ 6 畳間境の柱間装置（開口部の形式）及び天井を保存した上で、内装材の改変及び付加、便益施設等のレイアウト変更（内部柱・壁・垂れ壁の改変）は可能。

ミ セ

- ・ 東面・北面については現状の部材・仕様を保存する。
- ・ 南面（正面）については、外観の項で述べた通りとする。
- ・ 現状の土間の状況を維持する、もしくは建築当初のように床を復原することも可能。
- ・ 現状の広縁及び事務室は撤去可能。
- ・ 通り土間との境界は、現状では開放であるが、床を復原した場合は、痕跡を使用した建具の設置は可能。
- ・ 現状の 2 階床組を復原した形での天井（2 階床板）の復原は可能。

9 畳間・10 畳間・廊下（現資料室）

- ・ 現状の柱・差鴨居・鴨居・長押・垂壁・欄間の部材・仕様は保存する。
- ・ 間取りは現状通りもしくは、前節で述べたように、敷居を復原して建築当初への復原も検討。
- ・ 床については、現状、もしくは畳敷への復原、もしくは敷居高に揃えた板敷（フローリング）とする。
- ・ 建具は、現状の敷居・鴨居を利用し、現状の建具を別途保管した上で、新規の建具の使用は可能。
- ・ 廊下東面の開口部については、活用上の必要性から改変が必要な場合は、上下方向の内法寸法の変更については、協議の上、改変可能。

ザシキ・6 畳間

- ・ 柱、敷居、鴨居、長押、欄間、床飾、壁、天井の部材・仕様を保存する。
- ・ ただし、ザシキと 6 畳間境については、建築当初は土壁で塞がれていたことから、壁を復原することは可能。
- ・ 床は、現状の畳敷とし、活用上板敷（フローリング等）に変更する場合は、板敷面を現状の敷居高に揃える。
- ・ 建具は、現状の敷居・鴨居を利用し、現状の建具を別途保管した上で、新規の建具の使用は可能。

縁

- ・ 現状の部材・仕様を保存する。
- ・ 北面のサッシについては、存置するか、木製建具に取り替えることとするが、現状サッシのおさまりと同じく、柱間内（柱面より内側）に納まる場合は、新規のサッシへの取り替えは可能。

2 階 (図 4－4)

4 畳間・10 畳間

- ・柱、敷居、鴨居、長押、欄間、壁、天井の部材・仕様を保存する。
- ・床は、現状の畳敷とし、活用上板敷（フローリング等）に変更する場合は、板敷面を現状の敷居高に揃える。
- ・建具は、現状の敷居・鴨居を利用し、現状の建具を保管した上で、新規の建具の使用は可能。
- ・4 畳間の南北にある押入については、その内部の内装の付加、設備の設置は可能。

2 階縁

- ・現状の部材・仕様を保存する。
- ・北面のサッシについては、存置するか、木製建具に取り替えることとするが、現状サッシのおさまりと同じく、柱間内（柱面より内側）に納まる場合は、新規のサッシへの取り替えは可能。

板 間

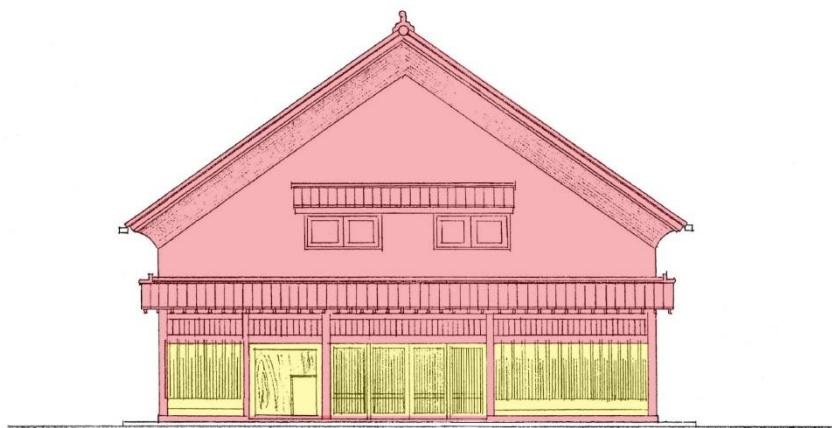
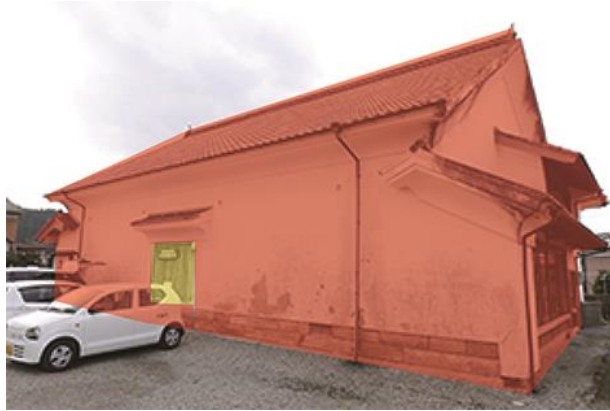
- ・柱、敷居、鴨居、長押、欄間、壁、天井の部材・仕様を保存する。
- ・床は、現状のまま使用する、畳敷とする、もしくは、現状の板敷を残した上で、その上を板敷（フローリング等）とする。
- ・建具は、現状の敷居・鴨居を使用し、現状の建具を別途保管した上で、新規の建具の使用は可能。
- ・西面の外部に接する開口部については、その形状の変更（壁への復原を含め）を可とするが、その形状仕様については、協議の上、決定する。

前 面

- ・現状を維持するもしくは2 階床組及び床板を復原する。
- ・2 階床を復原した場合は、1 階に天井として見える面は伝統的な板材を使用し、その上で形成される通り土間前方とミセ上の2 階空間（図 4－4 青アミ）については、構造体及び当初の部材仕様を残した上で、その内部に新たな床・間仕切り装置、天井の設置を認める。

設 備

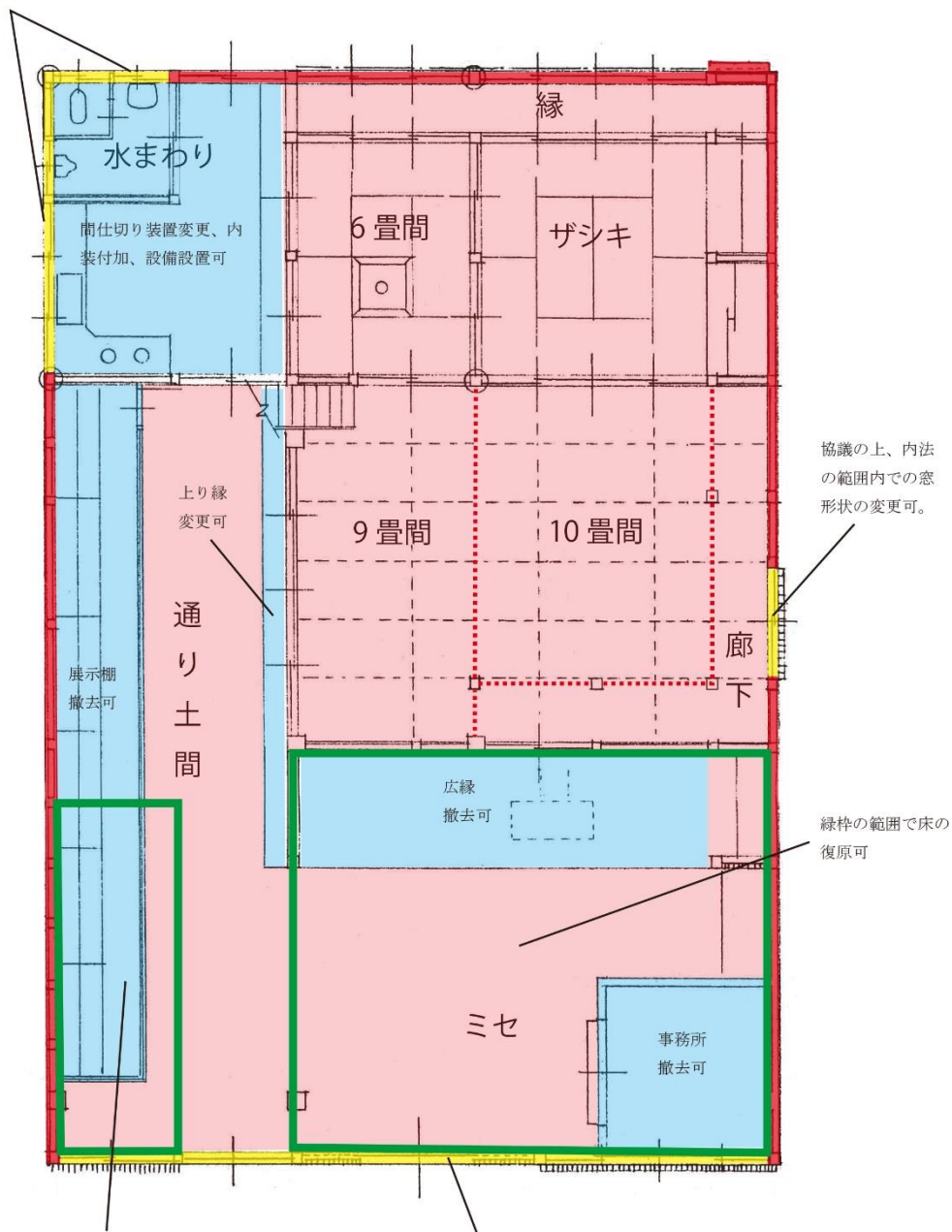
- ・建物外部への電気配線・換気機器・排煙機器の設置については、設置場所・形状・仕様・工法について、協議の上、設置すること。
- ・空調施設を設置する場合は、必要に応じて、協議の上、設置可能とする。
- ・配管に伴う床・壁への工事方法については、協議の上、決定すること。
- ・建物内部に設置する、電機機器（照明・コンセント等）、空調設備、換気設備、排煙設備の設置については、その位置・形状・仕様・工法について、協議の上、決定すること。



部材・仕様を修理する部分
 協議の上、修景的改変可能部分

図 4-2 商家資料館 立面図・立面写真

協議の上、内法の範囲内での窓形状の変更可。



協議の上、緑枠の範囲での仕切可。仕切り内部の間仕切り・内装の付加可。ただし、土間面の仕様に配慮。

協議の上、内法の範囲内での柱間装置の変更可。ただし、同時代の当地域の町家の類例に倣う。

- 部材・仕様を保存する部分
- 部材・仕様を保存するが、床仕上・建具の取り替え可能
- 協議の上、修景的改变可能部分
- 改变可能部分

図4-3 商家資料館 1階平面図

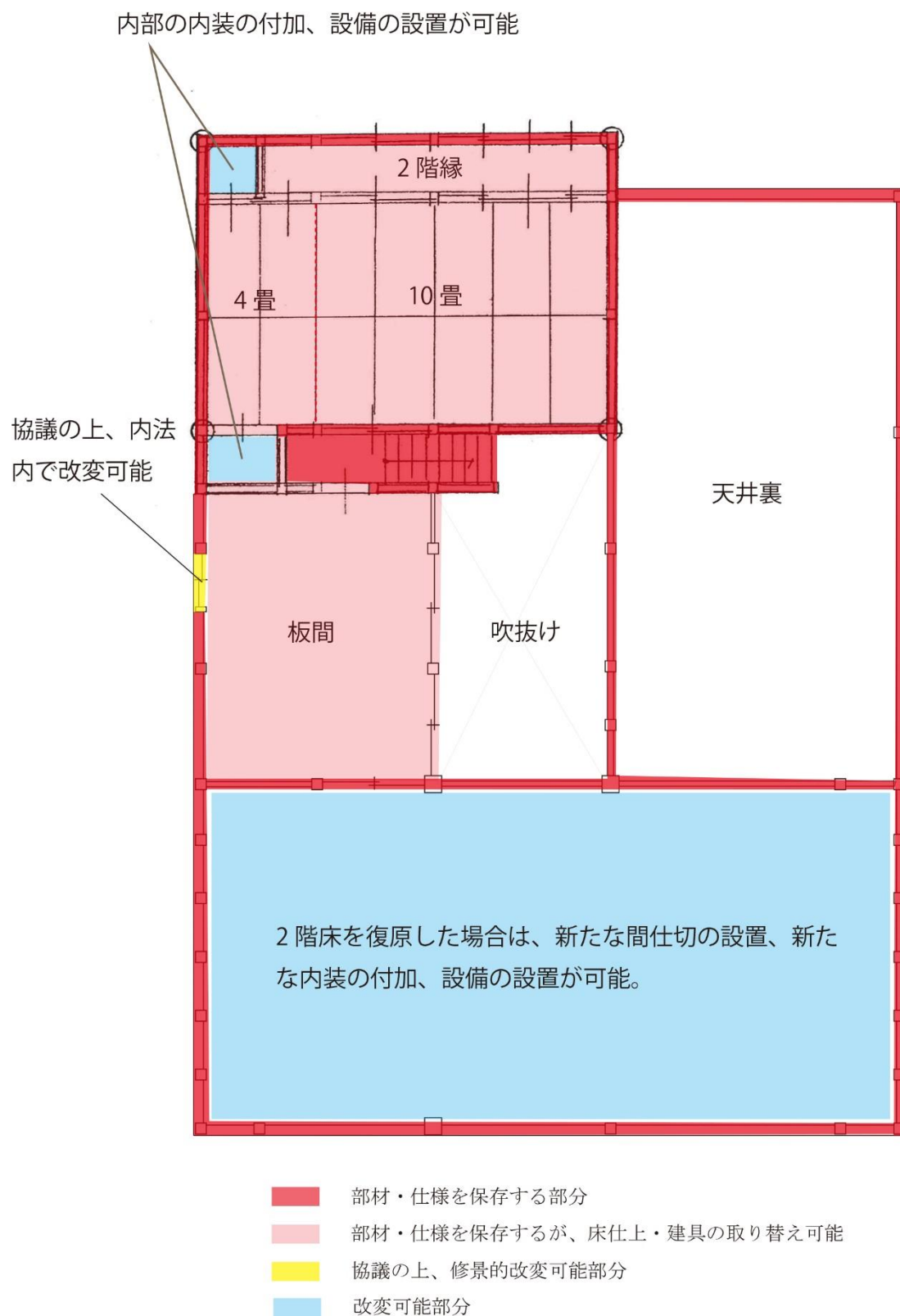


図 4-4 商家資料館 2 階平面図

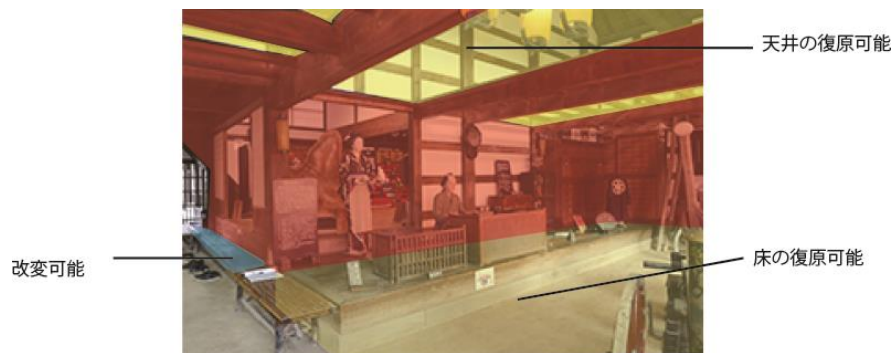


図4-5 商家資料館 1階土間前面

協議の上、この範囲で、柱間
装置の付加可能
閉塞された内部については、
内装の付加、設備の設置可能

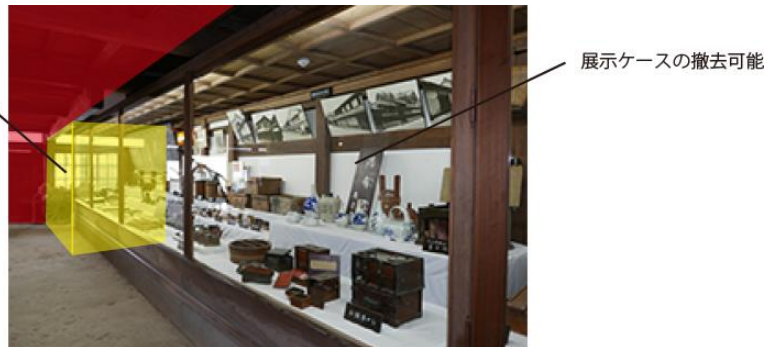


図4-6 商家資料館 1階土間西側

部屋境に敷居の復元は可能。
畳への復元もしくは板敷可能。
ただし、敷居上面に揃える

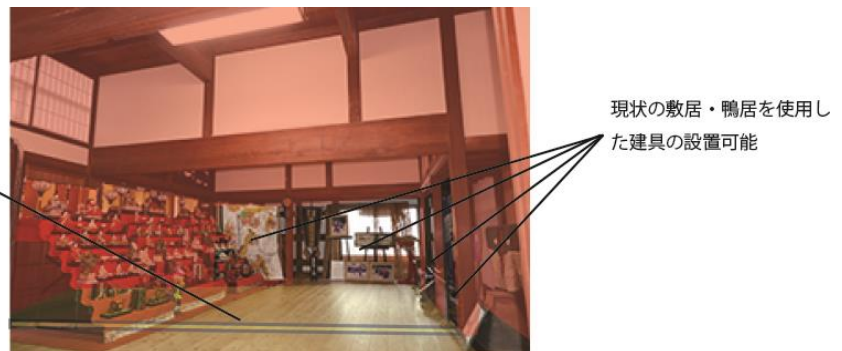


図4-7 商家資料館 1階9畳・10畳間

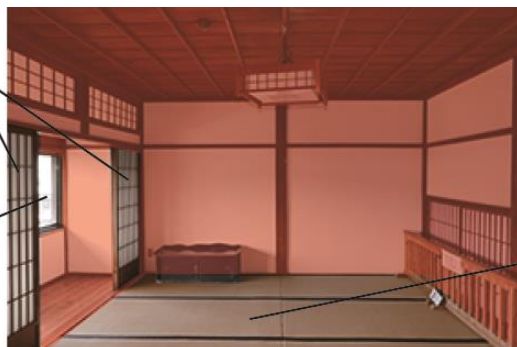
間仕切りの変更・内装の付
加・設備の設置可能



図4-8 商家資料館 1階水まわり

現状の敷居・鴨居を使用し
て、新規建具可能

サッシの取り替え可能

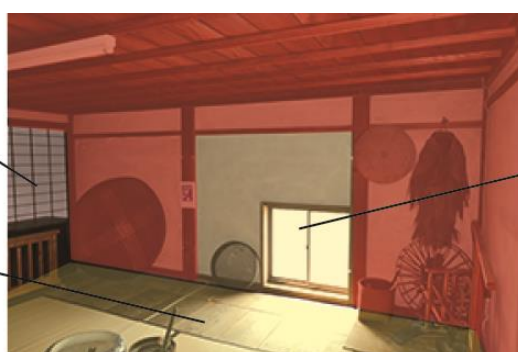


床改変可能
ただし、敷居上面に揃える

図4-9 商家資料館 2階10畳

現状の敷居・鴨居を使用し
て、新規建具可能

床改変可能
ただし、敷居上面より下



協議の上、形状の改変可能

図4-10 商家資料館 2階板間